令和６年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

申告書の提出期限は、令和６年１月３１日(水) 必着 です。

●申告書の提出・お問い合わせは

岩出市役所　税務課 固定資産税係

〒649-6292　和歌山県岩出市西野２０９番地

電話番号 ０７３６－６２－２１４１（代表）内線 145・146・147

◆申告書様式や手引は、岩出市ウェブサイト（https://www.city.iwade.lg.jp/）の　ホーム→Oオンラインサービス　申請書ダウンロード→税務課　固定資産税係　からダウンロードすることができます。

◆申告書を郵送される方で、受付印を押した申告書控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒（宛名を記入したもの）を同封してください。同封されていない場合は控を返送しませんので、ご了承ください。

《目　　　　　次》

Ⅰ　償却資産とは

1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
2 申告が必要な資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
3 申告の必要がない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
4 業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
5 家屋と償却資産の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～４

Ⅱ　償却資産の申告について

1 申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
2 マイナンバーについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
3 提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～７
4 正当な理由のない不申告又は虚偽の申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
5 申告案内のメールシーラー化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７～８
6 記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８～１１

Ⅲ　申告においての留意点

1 国税（所得税・法人税）との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
2 割賦販売、リース資産について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

Ⅳ　償却資産の課税について

1 固定資産税における償却資産の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
2 課税標準額、免税点、税率・税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
3 遡及課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

岩出市

Ⅰ　償却資産とは

1　償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、毎年１月１日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

※「事業の用に供する」とは

「事業」とは・・・

一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人の行う活動は事業に該当します。

「事業の用に供する」とは・・・

所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舎、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

償却資産の種類と具体例について

資産の種類		例　　示
構築物	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設 等
	建物	プレハブ等の簡易な建物（家屋として課税されるものを除きます）
	建物附属設備	○受変電設備、中央監視制御装置、屋外給排水設備、特定の生産又は業務用の設備 等 ○テナント（賃借人）等がその事業のために施工した内装・造作・建築設備 等（３ページ 5家屋と償却資産の区分、４ページの表「家屋と建物附属設備等の所有関係の区分について」参照）
機械及び装置		各種製造・加工・修理等の機械設備、機械式駐車設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、印刷機械、太陽光発電設備 等
船舶		客船、貨物船、タグボート、遊覧船、レジャーボート 等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（「0」、「00～09」、「000～099」及び「9」、「90～99」、「900～999」ナンバー）、台車 等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除きます。
工具、器具及び備品		事務机、応接セット、構造上家屋と一体となっていない冷暖房器具、テレビ、パソコン 等

2 申告が必要な資産（申告漏れに注意してください！）

次に掲げる償却資産も、事業の用に供することができる状態であれば、申告が必要です。

決算後令和６年１月１日までに取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産	
少額資産	**耐用年数が１年以上で、取得価格が１０万円以上のもの、又は取得価格が１０万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されている資産**
償却済資産 簿外資産 建設仮勘定の資産	**１月１日現在において、事業の用に供することができる資産**
減価償却を行っていない資産	赤字決算、配当政策等のため、減価償却できるのに税務会計上減価償却を行っていない資産
遊休・未稼働資産	現在稼動していないが、今後に使用可能な資産
資本的支出	資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなされ、本体とは別に取り扱われます。
貸付資産	貸し付けている資産については、その資産の使用状況に関係なく**貸主が申告**することになります。
所有権留保付割賦販売資産	残債のあるなしにかかわらず**買主が申告**することになります。（12 ページ参照）
事業又は売電用の太陽光発電設備	償却資産に該当するため事業の用に供している資産として申告の対象となります。
即時償却資産	租税特別措置法の規定により即時償却している取得価格３０万円未満の資産
福利厚生の用に供する資産	社宅、寮等の構築物や器具、備品等間接的に事業の用に供されている資産

3 申告の必要がない資産

次のような資産は課税対象となりませんので、申告の必要はありません。

普通自動車・軽自動車	自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・二輪の小型自動車、原動機付自転車・小型特殊自動車（フォークリフト等でも長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.8m以下で最高速度 15km/h 以下のものや、農耕作業用自動車については、最高速度 35km/h 未満のもの）
少額資産	耐用年数が 1 年未満の資産又は取得価格が 10 万円未満のもので、税務会計上一時に損金又は必要な経費に参入された固定資産として計上していない資産（ただし、取得価格 30 万円未満の資産で、中小企業等の少額資産特例を適用しているものは申告の対象）
一括償却資産	国税において、取得価額 20 万円未満の償却資産で、税務会計上事業年度ごとに一括して 3 年間で償却を行うことを選択したもの
生物	馬・牛・魚等の生物（ただし、観賞用・興行用に使用する生物は申告の対象）
無形減価償却資産	営業権・意匠権・鉱業権・漁業権・特許権・ソフトウエア・電話加入権等
美術品等	古美術品、遺物等のように歴史的価値や希少価値を有し、代替性のないもの（ただし、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、取得価格が 1 点 100 万円未満のものは申告の対象）

4 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 等
小　売　業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ 等
飲　食　店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ、室内装飾品 等
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車、看板 等
建　設　業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、サインポール 等
病院・診療所	各種医療用機器（ベッド、手術台、Ｘ線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ＣＴ装置、ＭＲＩ装置、各種検査機器）、各種事務機器、看板、待合室用いす 等
駐　車　場　業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機 等
不動産賃貸業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消火器 等
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、カード発行機 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー 等
木　工　業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 等
鉄　工　業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機 等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、駐車場設備、照明設備 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、給排水設備 等

5 家屋と償却資産の区分

事業の用に供する自己の家屋に施工した建物附属設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは家屋として評価しますが、家屋と構造上一体となっていないものや独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

なお、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている、テナント（賃借人）等が自己の費用で内装・造作（天井、床、外部仕上、建具、間仕切り等の工事）や建物附属設備（電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬等の設備）を施工されている場合、テナント（賃借人）等がそれらの資産を償却資産として申告してください。（地方税法第３４３条第１０項・岩出市税条例第５４条第８項）

【注意】親族名義や共有名義の建物で事業をされている方や、代表者個人名義の建物で事業をされている法人もテナント（賃借人）と同じ取り扱いになります。

家屋と建物附属設備等の所有関係の区分について

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

Ⅱ　償却資産の申告について

1　申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店を経営されている方、駐車場や住宅・店舗などを貸付けている方など）で、１月１日現在に償却資産を所有している方は、地方税法第３８３条の規定により、毎年１月１日現在の所有状況を１月３１日までに申告していただくことになっています。

該当資産を所有されていない場合や廃業・解散等の場合も、申告書「18 備考」欄にその旨（「該当資産なし」など）を記載のうえ、必ず提出してください。

2　マイナンバー（個人番号）について

個人事業者（又はその代理人）の方が、マイナンバーを記載した申告書を提出される場合は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認）をさせていただきますので、次の①～③の書類を１種類ずつお持ちください。

	①　番号確認	②　身元確認	③　代理権確認
本人による提出	・マイナンバーカード（裏面） ・氏名、住所等が住民票と一致している通知カード ・マイナンバー記載の住民票	・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証 ・市が氏名を印字して送付した申告書類	
代理人による提出	・マイナンバーカード（裏面） ・氏名、住所等が住民票と一致している通知カード ・マイナンバー記載の住民票 ＊コピーも可	・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証、旅券等 ・代理人の税理士証票 ＊コピーも可	・税務代理権限証書（税理士） ・委任状 ・市が氏名を印字して送付した申告書類

※郵送の場合はコピーを同封してください。

※eLTAXで電子申告される場合は、本人確認資料は不要です。

3　提出していただく書類

（１）初めて申告される方　　→　全償却資産を申告してください。

申告書の様式等は、岩出市ウェブサイト（https://www.city.iwade.lg.jp/）の　ホーム→○オンラインサービス　申請書ダウンロード→税務課　固定資産税係　からダウンロードいただき、作成のうえ、提出してください。

申告対象者	①　令和5年1月2日以降に岩出市内で新たに事業を開始された方 ②　今回初めて償却資産申告書作成の案内が送られてきた方
申告する資産	令和6年1月1日現在、岩出市内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出する書類	① **償却資産申告書** ② **種類別明細書（増加資産・全資産用）** ＊全ての償却資産を記載のうえ、２部作成し、１部を提出し残りは控えとして保管してください。 ＊申告書を郵送される方で、当市の受付印を押した申告書（控え）が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、申告書を２部提出してください。

（2）前年度申告された方

→　令和5年1月2日～令和6年1月1日の資産の増減を申告してください。

申告書の様式等は、岩出市ウェブサイト（https://www.city.iwade.lg.jp/）の　ホーム→○オンラインサービス　申請書ダウンロード→税務課　固定資産税係　からダウンロードいただき、作成のうえ、提出してください。

申告対象者	前年度（令和5年度）に申告された方
申告する資産	①　令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得又は除却した資産 ②　令和5年1月1日以前に取得又は除却した資産で申告もれ等があった資産
提出する書類	① **償却資産申告書** ② **種類別明細書（増加資産・全資産用）**【緑色】 ③ **種類別明細書（減少資産用）**【赤色】 ＊申告書を郵送される方で、当市の受付印を押した申告書（控え）が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、申告書を２部提出してください。 ＊②、③は、前年中の増減を記載のうえ、２部作成し、１部を提出し残りは控えとして保管してください。
その他	前年中に資産の増減がない場合、該当資産を所有されなくなった場合、廃業・解散などの場合も、申告書「18　備考」の欄にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。

（3）企業の電算システムにより申告をされる方

申告者自らの電算システムにより、全所有資産について評価額等を計算した上で申告いただく方法です。

償却資産申告書	**全国統一様式(第26号様式)**により、申告してください。
種類別明細書 （増加資産・全資産用） （減少資産用）	**全国統一様式(第26号様式)**により、申告してください。 独自の様式で申告される場合は、①～⑤の事項に留意してください。 ①全国統一様式による記載項目のすべてを記載する。 ②全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行う。 ③種類別明細書は、資産種類ごとに区分して作成し、区分ごとの合計額を記載する。 ④資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行う。 ⑤評価計算上の償却可能限度額は、取得価格又は資本的支出の95％までとする。 ※当市の受付印を押した申告書（控え）が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、申告書を２部提出してください。

（4）以下に該当する資産がある場合に提出いただくもの

課税標準の特例がある資産	課税標準の特例申請書、事実を証明する書類（写）
増加償却を適用している資産	税務署長への届出書（写）

（5）電子申告（eLTAX）について

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して、インターネットでオフィスや自宅から申告ができます。

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」（https://eltax.custhelp.com/）をご覧ください。

4　正当な理由のない不申告又は虚偽の申告

資産を所有している方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第３８６条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第３６８条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第３８５条の規定により罰金等を科せられることがあります。

5　申告案内のメールシーラー化について

平成 30 年度の償却資産申告案内から、経費節減のため、郵便はがき（メールシーラー）による申告案内に変更しております。メールシーラーの内容は以下の通りとなっております。

（表面）

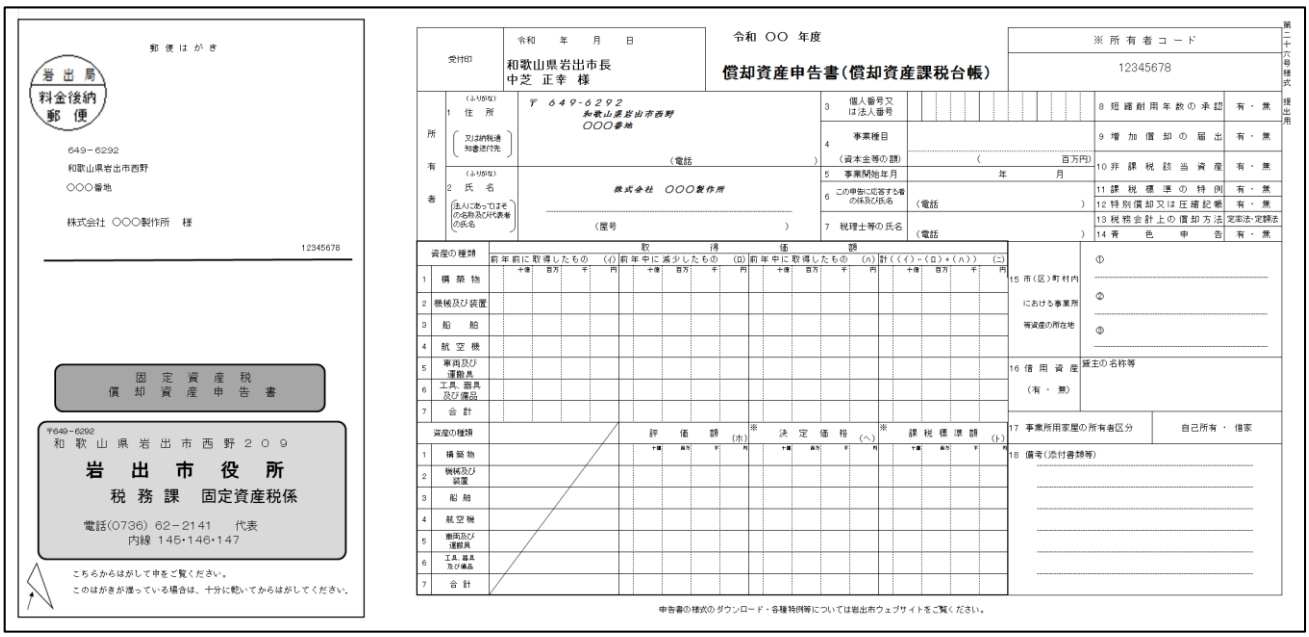

※はがきが湿っている場合は、十分に乾かしてからゆっくりはがしてください。

※はがきの内側にある償却資産申告書（償却資産課税台帳）を必ずご確認ください。

（裏面）

令和５年１２月

各位

和歌山県岩出市役所税務課

令和6年度償却資産申告書の提出について

平素は、市税務行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和６年１月１日現在所有されている償却資産について、申告期限までに申告書を提出してください。申告にあたっては、岩出市ウェブサイトから申告書等をダウンロードして作成し申告するか、地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告をご利用ください。

○申告期限：　令和６年１月31日（水）

申告書の様式等は、岩出市ウェブサイト https://www.city.iwade.lg.jp/ のホーム→オンラインサービス　申請書ダウンロード→税務課　固定資産税係からダウンロードできます。

※　個人事業主の方で、書面により申告される場合は、個人番号を確認できる書類及び本人確認ができる書類（「マイナンバーカード」や「氏名、住所等が住民票と一致している通知カード及び運転免許証」等）を提示又は写しを添付してください（法人番号の確認書類は不要です。）。

※　申告書の控えの返送を希望される場合は、申告書「控用」を作成し「提出用」とともに送付してください。その際は、必ず切手貼付済の返信用封筒を同封してください。

※　地方税ポータルシステム（eLTAX）のご利用にあたっては、eLTAX ホームページhttps://www.eltax.lta.go.jp/をご覧ください。

（提出先）　〒649-6292　和歌山県岩出市西野209番地
岩出市役所　総務部　税務課　固定資産税係

こちらからはがして内側にある償却資産申告書（償却資産課税台帳）を必ずご確認ください。

１．固定資産税における償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。）をいいます。ただし、無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除かれます。

【重要なお知らせ】

○　課税標準額が１５０万円未満で資産変更がない場合は、課税額は発生しませんが、**必ず申告をしなければなりません。**

○　地方税法の規定により、税務署に提出された確定申告書類等との確認作業に加え、新築・新設の事業者の皆さまには以下の確認等をお願いします。

①申告書作成にあたっては、工事請負契約書・工事見積明細書に加え、法人の方は固定資産台帳及び法人税申告書別表１６（1）、（2）、（7）、（8）、（減価償却明細書内訳表）を、個人の方は所得税青色申告決算書等や減価償却費の計算表をもとに作成してください。

②見積価額等、償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項の確認のため、①の関係資料の添付や複写をお願いさせていただく場合があります。

※申告漏れ等の資産については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税されることになります。その場合の課税は、地方税法第１７条の５の規定により、最大５年を限度とします。

２．申告の対象となる償却資産の範囲

(1)　耐用年数が１年以上で、取得価額が１０万円以上のもの、又は取得価額が１０万円未満であっても、固定資産に関する規模等に計上されているもの（中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産も含みます。）。ただし、取得価額が20万円未満の一括償却資産等は申告対象外です。

(2)　建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、又は償却済資産であっても１月１日現在において、事業の用に供することができるもの

(3)　遊休資産、未稼働資産であっても今後に使用可能なもの

(4)　資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなされ、本体とは別に取り扱われます。

(5)　貸し付けている資産については、その資産の使用状況に関係なく貸主が申告することになります。ただし、所有権移転リース等、リース取引の形態により例外があります。

(6)　所有権留保付割賦販売資産については、残債のあるなしにかかわらず、買主が申告することになります。

(7)　税務会計上、土地勘定に計上する駐車場の舗装路面、フェンス等は、地方税法上は構築物として申告の対象になります。

(8)　家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの（家屋の所有者以外の方が取り付けた建築設備は、事業用資産である場合に限り、取り付けた方を当該建築設備の所有者とみなし、固定資産税を課することになっています。）

(9)　事業又は売電用の太陽光発電設備は、償却資産に該当するため事業の用に供している資産として申告の対象となります。

申告書作成にあたっては

岩出市ウェブサイト　https://www.city.iwade.lg.jp/　のホーム→オンラインサービス　申請書ダウンロード→税務課　固定資産税係「償却資産（固定資産税）申告の手引」をご覧ください。

※申告書は、**様式等を、岩出市ウェブサイト**（https://www.city.iwade.lg.jp/）の　ホーム→Ｏオンラインサービス　申請書ダウンロード→税務課　固定資産税係　からダウンロードいただき、作成のうえ、提出していただくことを想定しております。

※プリンター等がなく印刷できない場合は、今回送付しましたメールシーラー表面の内側にある「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」をＡ４サイズに拡大コピーいただき、必要事項を記載のうえ提出することができます。（メールシーラーの申告書部分はＡ５サイズのため、１４１％の拡大でＡ４サイズになります。）

※**種類別明細書（増加資産・全資産用）**【緑色】・**種類別明細書（減少資産用）**【赤色】について、プリンター等がなく印刷できない場合は、お手数をおかけしますが下欄の問い合わせ先まで連絡をお願いします。折り返し郵送にて明細書を送付いたします。

※申告書及び明細書の作成にあたっては、５～７ページの「3　提出していただく書類」、９～１１ページの「記載例」を参考にしてください。

お問い合わせ先
岩出市役所　税務課 固定資産税係
電話番号 ０７３６－６２－２１４１（代表）内線 145・146・147

6　記載例

９～１１ページをご覧ください。

記載例

申告書提出日を記載してください。

申告年度を記載してください。

4 事業種目を具体的に記載してください。また、法人の場合は資本金又は出資金等の金額も記載してください。

3 個人の方は12桁の個人番号、法人は13桁の法人番号を右詰で記載してください。

5 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

6 この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

1 郵便番号・住所及び電話番号を記載してください。
原則、主たる事務所等の所在地を記載しますが、それ以外の場所で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地を記載してください。

2 氏名・ふりがなを自署してください。また、屋号があれば記載してください。
法人の場合は、法人名・ふりがな及び代表者の氏名を自署又は記載・押印してください。

受付印

令和 6 年 1 月 31 日

岩出市長　あて

令和　6　年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所有者コード

記載不要です。

二十六号様式　提出用

1	（ふりがな）住所（又は納税通知書送付先）	〒 649-6292 いわでしにしの 岩出市西野○○○番地 （電話 0000-00-0000）
2	（ふりがな）氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	○○○せいさくしょ 株式会社 ○○○製作所 代表取締役 ○○ ○○ （屋号）
3	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0
4	事業種目	金型製造業
	（資本金等の額）	（ 500 百万円）
5	事業開始年月	平成18 年 11 月
6	この申告に応答する者の係及び氏名	総務部 ○○ ○○ （電話 0736-62-0000）
7	税理士等の氏名	税理士 ○○ ○○ （電話 0736-62-0000）
8	短縮耐用年数の承認	有・(無)
9	増加償却の届出	有・(無)
10	非課税該当資産	有・(無)
11	課税標準の特例	有・(無)
12	特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
13	税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
14	青色申告	(有)・無

	種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
1	築物	20,000,000		2,600,000	22,600,000
2	機械及び装置	10,000,000	5,500,000	16,500,000	21,000,000
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具	5,000,000			5,000,000
	工具、器具及び備品	5,000,000	1,000,000	1,900,000	5,900,000
	合計	40,000,000	6,500,000	21,000,000	54,500,000

資産の種類	評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
車両及び運搬具			

記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告される方は全て記載してください。
※「増加償却」及び「課税標準の特例」を適用される場合は、
それらを加味した価格及び課税標準額を記載してください。

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地
① 岩出市西野○○○
② 岩出市根来○○○-○○
③

16 借用資産 (有)・無　貸主の名称等 プレス機 （株）○○リース

17 事業所用家屋の所有者区分 (自己所有)・借家

18 備考（添付書類等）

前年前に取得したもの(イ)
前年前に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。
この額は前年度の申告書(ニ)欄と同じです。

前年中に減少したもの(ロ)
前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
この欄の合計額は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と一致します。

前年中に取得したもの(ハ)
前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と一致します。

計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
((イ)前年前に取得したもの)−((ロ)前年中に減少したもの)+((ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

18
①該当資産の有無
②資産の増減の有無
③解散・閉鎖・廃止・休業・転出等の年月日
④資産の所在地変更（旧所在地）
⑤各種承認・届出書、非課税・特例、評価額の補正及び減免等の添付書類
⑥その他当該申告について参考となる事項等について記載してください。

15 事業所等、資産の所在地を記載してください。資産の所在地が1ヶ所で、1の住所と同一の場合は記載不用です。
また、2以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

16 借用(リース)資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合には資産の名称、貸主の名称等を記載してください。

17 事業所用家屋の所有者区分について、該当する方を○で囲んでください。

8 法人税法施行令57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
なお、「有」に該当する場合は、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

9 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
なお、「有」に該当する場合は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。

10 非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告には含めないでください。ただし、種類別明細書（増加資産・全資産用）は必要です。

11 課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。

12 租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。

13 税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

14 法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。

平成28年度申告からマイナンバーの記載欄が新設され、申告書の様式が変わっています。マイナンバーの記載があれば旧様式でも申告いただけます。

記 載 例

令和　6　年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

第二十六号様式別表一　提出用

※　所有者コード　※

所有者氏名：株式会社　〇〇〇製作所

1　枚のうち　1　枚　目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（イ）	耐用年数	減価償却残存率（ロ）	価額（ハ）	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1		アスファルト舗装	1	4	28	11	2 000 000	10	0.					1 2 3・4	
02	1		ブロック塀	1	4	28	11	600 000	15	0.					1 2 3・4	
03	2		旋盤	2	4	28	4	10 000 000	12	0.					1 2 3・4	
04	2		太陽光発電設備	1	4	28	4	5 000 000	17	0.					1 2 3・4	
05	2		溶接機	3	4	28	11	1 500 000	12	0.					1・2 3・4	
06	6		応接セット	1	4	28	11	500 000	8	0.					1 2 3・4	
07	6		エアコン	2	4	28	5	400 000	6	0.					1 2 3・4	
08	6		コピー機	1	4	28	8	500 000	5	0.					1 2 3・4	
09	6		パソコン	1	4	28	2	500 000	4	0.					1 2 3・4	
10										0.					1・2 3・4	
11										0.					1・2 3・4	
17															1・2 3・4	
18										0.					1・2 3・4	
19										0.					1・2 3・4	
20										0.					1・2 3・4	
			小　計					21 000 000								

注意　「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3異動による受入れ、4その他のいずれかに〇印を付けてください。

記載不要

記載不要

申告年度を記載してください。

該当資産の数量を単位をつけずに記載してください。

増加資産を〇で囲んでください（初めて申告される場合は全資産に〇）。

該当資産に適用する耐用年数を、法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2及び5、6）に基づいて記載してください。

所有者名を記載してください。

〇枚のうち、〇枚目というようにページ数を記載してください。

記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産を申告される方は記載してください。
※増加償却及び課税標準の特例を適用される場合は、それらを加味した価格及び課税標準額を記載してください。

増加事由について、該当する番号を〇で囲んでください。
1－新品取得
2－中古品取得
3－移動による受入れ
4－その他

該当資産について、次のような事項を記載してください。
①課税標準の特例がある資産について、その適用条項
②増加償却を行っている資産については、その旨の表示
③その他該当資産の価格の決定にあたって必要な事項

各資産に対応する数字を記載してください。
1－構築物
2－機械及び装置
3－船舶
4－航空機
5－車両及び運搬具
6－工具、器具及び備品

該当資産の名称、規格等を資産の種類順に記載してください。
漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を使用し、左詰めでていねいに記載してください。

取得した年月を記載してください。
年号については、
明治　→　1
大正　→　2
昭和　→　3
平成　→　4
令和　→　5
とし、対応する数字を記載してください。

当該資産の取得価額を右詰めに記載してください。
なお、「取得価格」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。
また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価格を記載してください。

申告書の取得価格（ハ）の合計と一致します。

記　載　例

種類別明細書（減少資産用）

令和　6　年度

※　所有者コード　※

記載不要

所有者氏名：株式会社　〇〇〇製作所

1　枚のうち　1　枚　目

第二十六号様式別表二　提出用

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額（十億 百万 千 円）	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分（1 売却 2 滅失 3 異動 4 その他）	減少の事由及び区分（1 全部 2 一部）	摘要
01	2	1000491	切断機	1	4	18	11	5,000,000	12	19	1・2・3・4	1・2	
02	2	1000491	溶接機	1	4	18	11	500,000	12	19	1・2・3・4	1・2	取得価格150万円（3機）のうち50万円（1台）減少
03	6	1014362	ノートパソコン	1	4	19	5	1,000,000	5	20	1・2・3・4	1・2	
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
											1・2・3・4	1・2	
											1・2・3・4	1・2	
											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
											1・2・3・4	1・2	
											1・2・3・4	1・2	
											1・2・3・4	1・2	
											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
			小　計					6,500,000					

申告年度を記載してください。

前年中に減少した資産の数量を単位をつけずに記載してください。

減少した資産の取得価額を右詰めに記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価格を記載してください。

当該資産に適用していた耐用年数を記載してください。

当該資産について、最初に申告した年度を記載してください。

所有者名を記載してください。

〇枚のうち、〇枚目というようにページ数を記載してください。

各資産に対応する数字を記載してください。
1－構築物
2－機械及び装置
3－船舶
4－航空機
5－車両及び運搬具
6－工具、器具及び備品

前年中に減少した資産の名称等を資産の種類順に記載してください。
漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を使用し、左詰めでていねいに記載してください。

前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。
年号については、
明治 → 1
大正 → 2
昭和 → 3
平成 → 4
令和 → 5
とし、対応する数字を記載してください。

当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号をそれぞれ〇で囲んでください。

1.　減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は、「取得価格300万円のうち100万円減少」等、取得価格および減少した額を摘要欄に記載してください。
2.　その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

同封の種類別明細書（増加資産・全資産用）【岩出市からプリントして送付したもの】の「資産コード」欄に印字している資産コードを右詰めに記載してください。

申告書の取得価格（ロ）の合計と一致します。

Ⅲ　申告においての留意点

1　国税（所得税・法人税）との比較

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>固定資産税の取扱い</th><th>国　税　の　取　扱　い</th></tr>
<tr><td>償却計算の期間</td><td>暦年（賦課期日制度）</td><td>法人　：　事業年度
個人　：　暦　　年</td></tr>
<tr><td>減価償却の方法</td><td>定率法のみ
＊減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ。</td><td>定率法又は定額法の選択制度
＊平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ。</td></tr>
<tr><td>前年中の新規取得資産</td><td>半年償却（１／２）</td><td>月　割　償　却</td></tr>
<tr><td>圧縮記帳の制度</td><td rowspan="2">認められません</td><td rowspan="3">認められます</td></tr>
<tr><td>特別償却・割増償却
（租税特別措置法）</td></tr>
<tr><td>増加償却
（所得税・法人税）</td><td>認められます</td></tr>
<tr><td>少額の減価償却資産
（耐用年数が 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満の資産）</td><td rowspan="2">損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外
＊本来の耐用年数を用いて毎年減価償却している場合は、申告の必要があります。</td><td rowspan="3">損金算入が可能</td></tr>
<tr><td>一括償却資産
（取得価格 20 万円未満の減価償却資産）</td></tr>
<tr><td>中小企業等の少額資産特例
（取得価格 30 万円未満の減価償却資産）</td><td>課税対象</td></tr>
<tr><td>改良費（資本的支出）</td><td>区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）</td><td>原則区分評価（一部合算も可）</td></tr>
<tr><td>評価額の最低限度</td><td>取得価額の１００分の５</td><td>残存価額１円</td></tr>
</table>

2　割賦販売、リース資産について

(1) 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。

(2) リース資産

リース資産(ﾌｧｲﾅﾝｽﾘｰｽ)については、通常リース会社からの申告となり、ユーザーは申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなど、ユーザーにて申告を要するものもありますので、取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

＊所有権移転外ファイナンスリース取引について、平成19年度税制改正により法人税、所得税の処理方法が変更されましたが、固定資産税は、従来どおりリース会社からの申告となります。

Ⅳ　償却資産の課税について

1　固定資産税における償却資産の評価方法

償却資産の評価は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして行います。
資産一品ごとに次の計算を行い、評価額を求めます。

〔評価額の算定方法〕

① 前年中に取得のもの（初年度については、一律に半年償却を行います。）

取得価額 ×（１－ 耐用年数に応ずる減価率 × 1／2 ）＝ 評価額

→ 減価残存率

② 前年前に取得のもの

前年度の評価額 ×（１－耐用年数に応ずる減価率）＝ 評価額

→ 減価残存率

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%よりも小さくなったときは、取得価額の5%をその価額とします。

【計 算 例】　取得価額700,000円、取得時期前年4月、耐用年数3年の資産の場合

初年度 ＝ 700,000円 × 0.732 ＝ 512,400円
第２年度 ＝ 512,400円 × 0.464 ＝ 237,753円
第３年度 ＝ 237,753円 × 0.464 ＝ 110,317円
第４年度 ＝ 110,317円 × 0.464 ＝ 51,187円
第５年度 ＝ 51,187円 × 0.464 ＝ 23,750円 → 35,000円(＊)

＊耐用年数に応ずる減価残存率は前年中取得0.732、前年前取得0.464 (15ページ参照)
＊第５年度で算出額が取得価額の5%(35,000円)より小さくなりますので、第５年度以降は35,000円となります。

●主な償却資産の耐用年数

資産の種類		資産の内容	耐用年数	資産の内容	耐用年数	資産の内容	耐用年数
1	構築物	簡易な間仕切り	3	露天式立体駐車設備	15	ブロック塀	15
		工場緑化施設	7	コンクリート造下水道	15	金属製広告塔	20
		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装路面	10	コンクリート舗装路面	15	庭園	20
2	機械及び装置	総合工事業用設備	6	飲食料品小売業用設備	9	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
		農業用設備	7	食料品製造業用設備	10		
		飲食店用設備	8	飲食料品卸売業用設備	10	自動車整備業用設備	15
				道路貨物運送業用設備	12	太陽光発電設備(売電用)	17
3	船舶	モーターボート	4				
4	航空機	ヘリコプター	5	グライダー	5		
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車（金属性のもの）	7	台車（その他のもの）	4

6	工具・器具及び備品	パチンコ台	2	テレビ	5	電話・通信設備	6
		パチスロ台	3	応接セット接客業用	5	冷暖房用機器	6
		看板・ネオンサイン	3	厨房用品（陶磁器製又は	5	電気冷蔵庫・冷凍庫	6
		電子計算機(パソコン)	4	ガラス製以外のもの）		歯科診療用ユニット	7
		電子計算機(サーバー)	5	理容、美容機器	5	事務用机・いす非金属製	8
		プリンター	5	ファクシミリ	5	陳列棚(ｹｰｽ) 冷凍機無し	8
		コピー機	5	陳列棚（ｹｰｽ）冷凍機付	6	事務用机・いす金属製	15

上記以外の耐用年数については、総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索ができます（https://elaws.e-gov.go.jp/）。

●減価残存率表

１５ページをご覧ください。

2　課税標準額、免税点、税率・税額

(1) 課税標準額

個々の資産の評価額が課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その該当資産については決定価格にこの特例率を乗じたものが課税標準額となります。特例該当資産がある場合は、６ページ（4）をご確認ください。

(2) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が、**150 万円**(免税点)未満のときは課税されません。

(3) 税率・税額

税率は1.4／100です。課税標準（1,000円未満切捨て）に、この税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。

（例）課税標準額 7,345,678円の場合

7,345,000円（7,345,678円） × 1.4／100 ＝ 102,800円（102,830円）

（課税標準額 1,000 円未満切捨て）　（税率）　（税額 100 円未満切捨て）

3　遡及課税

申告漏れ等の資産については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税されることになります。その場合の課税は、地方税法第１７条の５の規定により、最大５年を限度とします。

●減価残存率表

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率 前年中取得のもの (1−r／2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)	耐用年数	減価率 (r)	減価残存率 前年中取得のもの (1−r／2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)	耐用年数	減価率 (r)	減価残存率 前年中取得のもの (1−r／2)	減価残存率 前年前取得のもの (1−r)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934				
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936				

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか？

☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか？

☐ 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか？（わかる場合は、記載をお願いします。）

☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？

☐ 増加事由の欄（１～４）の記入はありますか？

☐ 個人番号又は法人番号の記入はありますか？

非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。

〒649-6292
和歌山県岩出市西野 209 番地

岩出市役所 税務課 固定資産税係　行